

<年金分割の割合を定める調停又は審判>

1 申立人（申立てができる人）

離婚した元夫

離婚した元妻

※ 法律に定める一定の場合には，事実上の婚姻関係にあったと認められる方も対象となることがあります。

2 申立先

調停：相手方の住所地の家庭裁判所

審判：申立人又は相手方の住所地の家庭裁判所

（ただし，相手方との間で担当する家庭裁判所について合意できており，管轄合意書を提出していただいたときには，その家庭裁判所でも調停又は審判ができます。）

上記住所地が京都府内の場合の申立先は，次のとおりです。

（上記住所地）	（申立先）
下記以外の市町村	京都家庭裁判所
南丹市（旧美山町を除く），亀岡市，船井郡	京都家庭裁判所園部支部
舞鶴市	京都家庭裁判所舞鶴支部
宮津市，京丹後市，与謝郡	京都家庭裁判所宮津支部
福知山市，綾部市	京都家庭裁判所福知山支部

上記住所地が京都府以外の場合の管轄については，[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

3 申立てに必要なもの ※1

チェック欄

①	収入印紙・・・年金分割のための情報通知書ごとに1200円分	
②	連絡用の郵便切手・・・140円切手×相手方数 84円切手×8枚 10円切手×10枚 5円切手×10枚 2円切手×10枚 1円切手×10枚	

	<p>※審判申立ての場合、次の郵便切手を追加</p> <p>500円切手×2枚×当事者数</p> <p>100円切手×当事者数</p> <p>84円切手×当事者数</p> <p>10円切手×当事者数</p>	
③	申立書・・・原本1通、写し1通	
④	進行連絡メモ	
⑤	送達場所の届出書	
⑥	年金分割のための情報通知書 ※2	

提出の際には、必ず「書面を提出される方へ D」を予めご確認ください。

※1 ここに記載しているものは、審理のために標準的に必要なものであり、事案によってはこの他の書類等の提出をお願いすることがあります。

※2 年金分割のための情報通知書について

- ① 情報通知書の請求手続については、年金事務所（厚生年金の場合）又は各共済年金制度の窓口にお問い合わせください。
- ② 情報通知書は、離婚後（又は事実上の婚姻関係の解消後）に交付されたものを提出してください。
- ③ 家庭裁判所には、情報通知書の原本を提出してください（今後の諸手続に備えて、あらかじめコピーをとり、手元に控えを残しておかれるとよいでしょう。）。
- ④ 情報通知書に記載されている住所を相手方に知られたくない事情がある場合は、その部分を隠してコピーし、申立書に添付してください。

4 その他

【郵送提出の場合の宛先（支部を管轄とするものを除く。）】

郵便番号 606-0801

京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係） あてに送付してください。

【問い合わせ】

電話番号 075-722-7211（代表）

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係）（受付後は担当の係にお問い合わせください。）